

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千九百十五號
明治廿四年一月三十日（丙辰）
舊曆庚寅十二月二十日 金曜日
出版時間 午前六時四十分
入紙時間 午前九時三十分
月入紙時間 午前八時三十分
日入紙時間 午前八時三十分
（西曆一千八百九十一年）

時事新報定價
時事新報一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價
送送料別告料ノ左ノ如ク
一 一ヶ月 五元
一 三ヶ月 十五元
一 六ヶ月 三十元
一 一年 六十元
○ 郵費別
○ 送料別
○ 送料別
○ 送料別
○ 送料別

行	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
付	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三

各地方より時事新報の注文に付
時事新報社は注文に接するも代價を受取る間は送
送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添
ずして唯注文のみを書面に止り本社に更に代價請求
の端書を送り代金を受取るまで送送を差控へ居り候事
にて雙方の不便あれば御注文の節は必ず代價を添へ
御申込下度尤郵便切手代用は御断申上候
代價を受取りたる時は直ちに新報を送送し其封名宛
の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報
の代價送送料共相済候證に付別に受取書は不差出候左
様御承知可下候

時事新報

國會の展望

現政府が民間に友を得ざるの次第は我輩嘗て之を論述
したり然らば國會は之に反して人望あるかと云ふに決
して容易に断るべし能はず前途甚だ議員の注意を要
するものゝ如し夫の黨派間の内情と云ひ將た議員その
人の心事如何は暫く同ふべき限りに非ずして試に其
黨の實績に就いて之を觀察すれば第一着に商法の實
施を延期したるは我輩の最も贊成する所にして隨に興
隆に叶ふて人心を満足せしめたりしは又敢て疑を容
れず蓋し法律制度の善悪は唯その國の民度に適する
否とを顧みるものにして絕對的に理論を標準として定
むべきにあらず況んや商法の如き専ら人事を處裁する
ものには他の公法の比ならざるが故に假令其法文は完
美を盡したるにせよ商人の進退習慣と互に適應する
に非ざるよりは尙に其法の効を奏せざるのみならず偶
を反對の響を醸すに至るまである可し之を論へば我國
の商人は商法の善を聞いて時刻を計り來りしに俄に商
法と云へる懐中時計の舶來に逢ひたるものゝ如し舶來
の懐中時計は常に精巧緻密にして一分一秒の細も誤ら
ざるは珍重の至りなれども一般商人が懐中時計を數へたる
の心得を以て當然として時を送る其間に機械的の響
が今如何時分何秒ありとて懐中時計の計を差出さず
其響を聽きよみよみよらば商法の安寧を可らずして徒に
社會を擾亂するの不幸を見るべし故に商法の何千
何百種を細規して其精巧緻密なるは法律の體形として
決して是れと云ふ可らず是れは多少の修正を加ふるに於
ては蓋し法律の善悪の差あるべしと雖も如何せん今は
商法不備の危殆を以て國會が與論を代表して其善
を論じたるは蓋し社會を安んずせしめたるものと云ふ

べく百事に斯る筆法を以て進むときは次第に人望を收
攬して他日の希望も亦敢て空しからざるべきに爾後
ひく議院の職權案ありとて世上に傳ふる所を開けば
我輩をして實に案外至極の感を抱かしむるもの少か
らず例へば地價特別修正案の如き經濟の通理に反し人
民の財產權を容易に動搖せしむるものにして一見その
非の明白あるのみかイロ／＼之を實行するに於ては政
道に信なきの議を受けて果は一段暴動の沙汰ともある
べし安寧幸福を目的とする國會議員の身にありあが
ら斯る看易き劇論を呈出して民間を動搖せしめ土地の
實買をも中止せしめて間接直接の損害を與ふるは其
主意果して何くに在るや將た又日本銀行會社、郵船會
社等の命令書更正の建議の如き會社の保護と云へば
其名稱があらざるに似たりと雖も一箇の會社は即ち
是れ幾多の株主にして其株主は政府の此約束あるを算
し百圓の株券も増して百五十圓に買受けたる者あるに
一朝隨意に命令書を更正して株主の財產を蹂躪せんと
するは抑も人心を收め信用を貴ぶの本意あるや又地租
増徴論の如きも名は民力休養と稱しなから實は地主の
富めるを盡き多數の農民には毫も其恩澤を及ぼさる
のみか往々土地兼併の勢を促して數年の後には今
日の惠まれたる者も變じて當時の減租を怨むの日ある
や必然なるべし怨の種を蒔いて人望の實を收めんとす
るは願末不揃の談にして國會の精神を忘るゝものと評
せざるを得ず凡そ此等の理非得失は我輩の兼て詳論し
たる所にして心竊に國會の信用を厚くし其前途の福
を祈りしに昨今の動靜を察すれば彼の人心に遠ざかる
の議論は未だ全く消滅せずして其成行の甚だ難母しか
らざるは誠に遺憾の至りに堪へず議員諸氏も定めて配
慮するからん先年政府が机上の空論に心酔してブール
ス條約なるものを締結し未だ之を實行せざるに如何か
の結果を惹起したるや、徒に商安を妨害したる迄にし
て其發業者は世にブールス大蓋と稱せられ人の嘲りを
招きたるのみならず府下の或る地に居住せる醫師某の
如きは株式取引所の株券幾枚を貯藏し之を養老の資と
恃み居りしにブールス一件の爲めに其株券も一時反故
に等しと聞き落膽の極、取違せて遂に絶死したるもあ
りしよし即ちブールス條約は人を殺したるものにして
今の地價修正案その他とて亦殆んど之に類する上に
而も其影響の遠く且つ大なるものあり人民の安心は重
からざるか人望の收攬は要なきか昨は商法を延期して
議院を鎮め今はブールスを學んで物論を招かんとす何
んぞ其前後の甚だ相同じからざるや

抑も國會は萬圓の債を負ひ廿三年は待ちよ持たせたる
製古未嘗有の機會なるに其國會の謀る所は人民の喜び
に非ずして憂あり安きに非ずして危きに在りとは大體
に於て既に其本旨に反れり今や政府は官民不和の禍
を播するものと論はすして之に信憑懸するの民多く
其その政策方針を助くるの友あり而るに國會は恰も之
に賛成し遂に大に政道を亂せんとするに當り先づ第
一に人心を收めんとを念はずして却て與望の來るを
擁護するが如きは誠に智者の事にあらず我輩の傍より
遺憾に堪へざる所あり

○ 社會黨の改進黨
○ 華族在官の人員を增加す
○ 電話交換機
○ 山内理事
○ 農民不逞
○ 田川を距る
○ 川に拍ひた
○ 海軍の
○ 陸軍の
○ 警察の
○ 司法の
○ 文藝の
○ 學問の
○ 宗教の
○ 政治の
○ 経済の
○ 教育の
○ 衛生の
○ 慈善の
○ 労働の
○ 婦人の
○ 子供の
○ 老人の
○ 貧民の
○ 病者の
○ 死者の
○ 生者の
○ 幸福の
○ 不幸の
○ 希望の
○ 失望の
○ 成功の
○ 失敗の
○ 栄耀の
○ 屈辱の
○ 尊嚴の
○ 卑賤の
○ 高貴の
○ 低賤の
○ 繁榮の
○ 凋落の
○ 昇進の
○ 降格の
○ 栄華の
○ 困窮の
○ 富貴の
○ 貧賤の
○ 強壯の
○ 羸弱の
○ 健康の
○ 疾病の
○ 長生の
○ 短生の
○ 永生の
○ 無生の
○ 有生の
○ 無生の
○ 有生の
○ 無生の
○ 有生の
○ 無生の